

「有料老人ホーム等に関する不当な表示」の一部変更等について

平成18年 3月 2日
公正取引委員会

公正取引委員会は、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。平成17年6月29日公布，平成18年4月1日施行）による老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項の改正に伴い、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「有料老人ホーム告示」という。）の一部を変更することとし、その旨を平成18年3月3日の官報に告示（平成18年4月1日施行）することとした。

1 変更の概要

有料老人ホーム告示では、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム及び常時9人以下の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法第5条の2第5項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居及び同法第5条の3に規定する老人福祉施設を除く。）を「有料老人ホーム等」としているが、老人福祉法第29条第1項の改正により、「有料老人ホーム等」の「等」に当たる施設も同項に規定する有料老人ホームに含まれることとなるため、「有料老人ホーム等」を「有料老人ホーム」に改めるものである。

2 施行期日

平成18年4月1日から施行する。

3 「『有料老人ホーム等に関する不当な表示』の運用基準」の一部変更について

有料老人ホーム告示の変更に伴い、「有料老人ホーム等」を「有料老人ホーム」に改める等所要の修正を行うものである。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 消費者取引課 電話 03 - 3581 - 3375（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法(抄)

(昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)

「有料老人ホーム等に関する不当な表示」新旧対照表
(下線部分は変更部分)

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>有料老人ホームに関する不当な表示</u></p> <p>(土地又は建物についての表示)</p> <p>1 <u>有料老人ホーム</u>の土地又は建物についての表示であって、当該土地又は建物は当該<u>有料老人ホーム</u>が所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>(施設又は設備についての表示)</p> <p>2 <u>有料老人ホーム</u>の入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>一 当該<u>有料老人ホーム</u>が設置しているものではない施設又は設備</p> <p>二 当該<u>有料老人ホーム</u>の敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備</p> <p>三 入居者が利用するためには、利用するごとに費用を支払う必要がある施設又は設備</p> <p>3 <u>有料老人ホーム</u>の入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>4 <u>有料老人ホーム</u>の設備の構造又は仕様についての表示であって、当該設備の構造又は仕様の一部が異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p>	<p style="text-align: center;"><u>有料老人ホーム等に関する不当な表示</u></p> <p>(土地又は建物についての表示)</p> <p>1 <u>有料老人ホーム等</u>の土地又は建物についての表示であって、当該土地又は建物は当該<u>有料老人ホーム等</u>が所有しているものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>(施設又は設備についての表示)</p> <p>2 <u>有料老人ホーム等</u>の入居者の利用に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が次の各号の一に該当するにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>一 当該<u>有料老人ホーム等</u>が設置しているものではない施設又は設備</p> <p>二 当該<u>有料老人ホーム等</u>の敷地又は建物内に設置されていない施設又は設備</p> <p>三 (同左)</p> <p>3 <u>有料老人ホーム等</u>の入居者の特定の用途に供される施設又は設備についての表示であって、当該施設又は設備が当該特定の用途のための専用の施設又は設備として設置又は使用されていないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>4 <u>有料老人ホーム等</u>の設備の構造又は仕様についての表示であって、当該設備の構造又は仕様の一部が異なるものがあるにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p>

変 更 後	現 行
<p>(居室の利用についての表示)</p> <p>5 <u>有料老人ホーム</u>の入居者の居室についての表示であって、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの</p> <p>一 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替えること</p> <p>二 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、住み替え後の居室の一人当たりの占有面積が当初入居した居室の一人当たりの占有面積に比して減少すること</p> <p>三 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する権利が変更又は消滅すること</p> <p>四 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、入居者が住み替え後の居室の利用に関し、追加的な費用を支払うこと</p> <p>五 入居者が当初入居した居室から他の居室に住み替える場合に、当初入居した居室の利用に関する費用について、住み替えによる居室の構造若しくは仕様の変更又は住み替え後の居室の一人当たりの占有面積の減少に応じた調整が行われないこと</p>	<p>(居室の利用についての表示)</p> <p>5 <u>有料老人ホーム等</u>の入居者の居室についての表示であって、次の各号の一に該当することがあるにもかかわらず、そのことが明りょうに記載されていないもの</p> <p>一 (同左)</p> <p>二 (同左)</p> <p>三 (同左)</p> <p>四 (同左)</p> <p>五 (同左)</p>
<p>(医療機関との協力関係についての表示)</p> <p>7 <u>有料老人ホーム</u>と医療機関との協力関係についての表示であって、当該協力の内容が明りょうに記載されていないもの</p>	<p>(医療機関との協力関係についての表示)</p> <p>7 <u>有料老人ホーム等</u>と医療機関との協力関係についての表示であって、当該協力の内容が明りょうに記載されていないもの</p>

変 更 後	現 行
<p>(介護サービスについての表示)</p> <p>8 <u>有料老人ホーム</u>の入居者に提供される介護サービスについての表示であって、<u>有料老人ホーム</u>が当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>9 <u>有料老人ホーム</u>が提供する介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって、当該介護サービス内容及び費用が明りように記載されていないもの</p> <p>(介護職員等についての表示)</p> <p>10 <u>有料老人ホーム</u>の介護職員等(介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)の数についての表示であって、次の各号に掲げる数が明りように記載されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 常勤換算方法による介護職員等の数 二 介護職員等が要介護者等(介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた<u>有料老人ホーム</u>の入居者をいう。以下同じ。)以外の入居者に対し食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあっては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数 三 夜間における最少の介護職員等の数 <p>11 <u>有料老人ホーム</u>の介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りように記載されていないもの</p> <p>(管理費等についての表示)</p>	<p>(介護サービスについての表示)</p> <p>8 <u>有料老人ホーム等</u>の入居者に提供される介護サービスについての表示であって、<u>有料老人ホーム等</u>が当該介護サービスを提供するものではないにもかかわらず、そのことが明りように記載されていないもの</p> <p>9 <u>有料老人ホーム等</u>が提供する介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づく保険給付の対象とならない介護サービスについての表示であって、当該介護サービス内容及び費用が明りように記載されていないもの</p> <p>(介護職員等についての表示)</p> <p>10 <u>有料老人ホーム等</u>の介護職員等(介護職員又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)の数についての表示であって、次の各号に掲げる数が明りように記載されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 (同左) 二 介護職員等が要介護者等(介護保険法の規定に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた<u>有料老人ホーム等</u>の入居者をいう。以下同じ。)以外の入居者に対し食事の提供その他日常生活上必要なサービスを提供する場合にあっては、要介護者等に介護サービスを提供する常勤換算方法による介護職員等の数 三 (同左) <p>11 <u>有料老人ホーム等</u>の介護に関する資格を有する介護職員等についての表示であって、介護に関する資格を有する介護職員等の数が常勤又は非常勤の別ごとに明りように記載されていないもの</p> <p>(管理費等についての表示)</p>

変 更 後	現 行
<p>1 2 管理費，利用料その他何らの名義をもってするかを問わず，<u>有料老人ホーム</u>が入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって，当該費用の内訳が明りょうに記載されていないもの</p> <p>備考</p> <p>1 この告示において，「<u>有料老人ホーム</u>」とは，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する<u>有料老人ホーム</u>をいう。</p> <p>2 この告示において，「<u>常勤換算方法</u>」とは，指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する<u>常勤換算方法</u>をいう。</p>	<p>1 2 管理費，利用料その他何らの名義をもってするかを問わず，<u>有料老人ホーム等</u>が入居者から支払を受ける費用（介護サービスに関する費用及び居室の利用に関する費用を除く。）についての表示であって，当該費用の内訳が明りょうに記載されていないもの</p> <p>備考</p> <p>1 この告示において，「<u>有料老人ホーム</u>」とは，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する<u>有料老人ホーム</u>（<u>常時10人以上の老人を入所させ，食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって，老人福祉施設でないもの</u>）をいい，「<u>有料老人ホーム等</u>」とは，<u>有料老人ホーム及び常時9人以下の老人を入所させ，食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人福祉法第5条の2第5項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居及び同法第5条の3に規定する老人福祉施設を除く。）</u>をいう。</p> <p>2 （同左）</p>